

## 告 示

### 埼玉県選管告示第四十九号

令和三年四月二十五日執行の飯能市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

令和三年八月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

## 裁 決 書

埼玉県飯能市岩沢13番地14

審査申立人 油 谷 勇

上記審査申立人から令和3年6月22日付けで提起された同年4月25日執行の飯能市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

#### 審査の申立ての趣旨及び理由

##### 1 審査の申立ての趣旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、令和3年4月25日執行の飯能市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関し、同年5月10日付けで飯能市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は、同年6月3日付けでこの異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、当委員会に対し、原決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

##### 2 審査の申立ての理由

審査の申立ての理由を要約すれば、次のとおりである。

###### (1) 当選の効力の公職選挙法上の異議申出審査や権限の範囲

当選の効力の異議申出の審議範囲について、公職選挙法第209条第1項は、第205条第1項に該当する選挙の規定に違反することがある場合は選挙の全部又は一部の無効を決定、裁決、判決しなければならないと規定している。

この選挙の規定とは選挙運動に関する規定も含まれ、違反の特定が刑事罰によるもの定めもない。

選挙管理委員会は、司法立件や処罰の権限はないが、選挙運動違反の判断や当選を無効とする権限と責務を有している。

以上のことから、原決定は失当である。

###### (2) 当選の効力に係わる公職選挙法違反の有無の確定

申立人は市委員会の行った口頭意見陳述において、異議申出に係わる行為は証拠写真等から十分に公職選挙法や地方公務員法違反と認められるとし、全関係人の出頭や証言を求めたが、市委員会はこれを怠った。

また、決定書には、異議申出に係わる行為は証拠写真等から十分に公職選挙法や地方公務員法違反と認められるとの申立人の主張に対する反証がないことから、申立人が当選無効を求めている野田直人氏、武田一宏氏及び加涌弘貴氏（以下「対象議員」という。）並びに共謀者の違法が確定したと判断される。

### （3）市委員会委員の適格性

市委員会委員の全員が地方自治法第182条に規定された要件に合致するか示されることなく飯能市議会において推選され、また、市委員会委員のうち少なくとも3名が土木建設関係で飯能市と頻繁に取引や利害関係のある会社の代表者で、申立人が当選無効を求めている対象議員と同志であることから、市委員会委員は選挙管理委員会委員として不適格である。

さらに、市委員会委員には異議申出を審議し決定書を作成する能力はなく、決定書は資格も権限もない不詳不明の者等が不正違法に審議作成し、市委員会委員がただ発行したものであり無効である。

## 裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てにつきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会からは弁明書を徴した。申立人からは、「口頭意見陳述の申立てはしない」、「新たに提出する証拠はない」との申出があり、反論書の提出を求めたが提出されなかった。

また、職権により市委員会に対して証拠物件の提出を求め、質問を行うなど、慎重に審理した。

申立人の主張について、順次判断する。

#### 1 当選の効力の公職選挙法上の異議申出審査や権限の範囲

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第209条第1項は、「当選の効力に関する異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があつた場合においても、その選挙が第205条第1項の場合に該当するときは、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない」と規定している。

ただし、法第209条第1項に言う「その選挙が第205条第1項の場合に該当するとき」とは、選挙の規定に違反することがあり、選挙の結果に異動を及ぼすおそれ

がある場合に限られる。

そして、選挙の規定に違反することについては、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反のごときは、これに当たるものではないと判示されている（昭和61年2月18日最高裁判所判決参照）。

法第209条第1項の規定に鑑み、当委員会において、本件選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるような事実がなかったかについて、市委員会から提出された証拠物件（申立人から市委員会に提出された証拠物件を含む。）及び市委員会への質問により調査したが、そのような事実は認められなかった。

また、「当選の効力に関する訴訟」とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成もしくはその手續、各候補者の有効得票数の算定、又は当選人となり得る資格の有無について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないと解するを相当とすると判示されており（東京高等裁判所昭和28年2月17日判決参照）、法第206条に基づく当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立てについても同旨であると解される。

したがって、選挙運動違反が当選の効力の異議申出の権限範囲であるとする申立人の主張には理由がない。

## 2 当選の効力に係わる公職選挙法違反の有無の確定

申立人は、「異議申出に係わる行為は証拠写真等から十分に法や地方公務員法違反と認められる」、「全関係人の出頭や証言を求めたが、市委員会はこれを完全に怠った」と主張する。

しかしながら、上記1のとおり選挙運動違反が当選の効力の異議申出の権限範囲であるとする申立人の主張には理由がない。

さらに、当選人又は選挙運動者もしくは出納責任者がその選挙に関し法所定の選挙犯罪を犯したか否か、いかなる刑に処すべきかの判定は専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によってのみなされるべきものであり、公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつきいかなる刑に処すべきかの問題については、法第206条、第207条所定の手續において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会又は当選の効力に関する裁判をする裁判所は、これを審理判定する責務権限を有しないと判示

されている（昭和35年9月13日最高裁判所判決参照）。

また、地方公務員法違反と認められるか否かについては、選挙管理委員会は判断する権限を有しない。

したがって、申立人の主張には理由がない。

### 3 市委員会委員の適格性について

申立人は、「市委員会委員が選挙管理委員会委員として不適格である」と主張するが、市委員会委員は適正な手続により飯能市議会において選挙されている。

また、申立人は「市委員会委員には異議申出を審議し決定書を作成する能力はなく、決定書は不詳不明の者が作成したもので無効である」と主張するが、当該決定書は市委員会が異議申出を審理し作成したものである。

したがって、申立人の主張には理由がない。

その他、申立人は縷々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

以上のとおり、申立人の主張はいずれも理由がないことから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和3年8月12日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 岡田昭文

委員 山下勝矢

委員 山根隆治

委員 福永信之